

特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）に係る届出の概要

相模原市における大気汚染防止法（以下「大防法」という。）に規定された特定粉じん排出等作業及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という。）に規定された石綿排出等作業の届出についてまとめたものです。

作業の実施にあたっては、大防法及び県条例に規定された事前の届出が必要です。また、作業の終了後には県条例に規定された報告が必要です。

1 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）について

特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体・改造又は補修する作業のうち、特定粉じん（石綿）が作業場所から排出され、又は飛散する作業をいいます。

特定建築材料の区分及び建築材料の具体例は、次表のとおりです。

区分	建築材料の具体例
吹付け石綿	吹付け石綿（仕上げ塗材を除く） 石綿含有吹付けロックウール（乾式、湿式） 石綿含有吹付けパーミキュライト（ひる石） 石綿含有吹付けパーライト
石綿を含有する断熱材 （吹付け石綿を除く。）	屋根用折板裏石綿断熱材 煙突用石綿断熱材
石綿を含有する保温材 （吹付け石綿を除く。）	石綿保温材 石綿含有けいそう土保温材 石綿含有パーライト保温材 石綿含有けい酸カルシウム保温材 石綿含有パーミキュライト保温材 石綿含有水練り保温材
石綿を含有する耐火被覆材 （吹付け石綿を除く。）	石綿含有耐火被覆板 石綿含有けい酸カルシウム板第二種 石綿含有耐火被覆塗り材

※ 石綿含有とは石綿の含有率が0.1%を超えるものをいいます。

2 事前調査について

事前調査は、「建築物石綿含有建材調査者※」が行わなければなりません。

また、事前調査の結果は書面により、元請業者から発注者に説明しなければなりません。

（１）設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を行わなければなりません。

（２）（１）の調査において、石綿の有無が明らかでない場合は、分析による調査を行わなければなりません。

※建築物石綿含有建材調査者とは、次のとおりです。

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定）
- ・ 令和 5 年 9 月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

3 事前調査結果の報告について

工事開始前までに元請業者又は自主施工者は、「石綿事前調査結果」の自治体等への報告を行わなければなりません。

報告の対象は、石綿の有無によらず、次の規模要件のいずれかに該当する場合です。

- (1) 解体部分の延べ床面積が 80 平方メートル以上の建築物の解体工事
 - (2) 請負代金が税込 100 万円以上の建築物の改修工事
 - (3) 請負代金が税込 100 万円以上の環境大臣が定める工作物の解体または改修工事
- 報告は、原則として石綿事前調査結果報告システムを利用してください。

4 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の届出について

- (1) 届出は、発注者が作業開始の日の 14 日前までに「特定粉じん排出等作業実施届出書（大防法）」及び「石綿排出等作業管理計画等届出書（県条例）」により行わなければなりません。
- (2) 届出先は、環境保全課又は津久井地域環境課で、届出部数は 2 部必要です。（作業場所によって届出先が異なります。）
- (3) 必要な添付資料は次表のとおりです。

No.	添付書類等	大防法	県条例
1	案内図（工事現場、付近の状況がわかる見取図、又は地図）	○	—
2	敷地内配置図（対象建築物、周知用掲示板の位置を記入）	○	—
3	対象建築物等の平面図・立面図（隔離範囲、前室の寸法、負圧除じん装置の排気系統・排気口及び環境測定的位置を記入）	○	—
4	石綿の使用状況（3 の図面に記入）	○	—
5	工事工程表（工程の流れ、作業時期、環境測定日、廃棄物搬出日等がわかるもの）	○	—
6	施工方法（作業手順、作業基準に適合することを説明した資料）	○	—
7	工事の連絡体制・管理体制図（連絡先、作業責任者等を記入）	—	○
8	事前調査結果（事前調査結果、石綿の分析結果の写しを添付）	○	○
9	住民等への周知計画（周知対象を図示、配布書類等周知内容がわかるもの）	—	○
10	石綿濃度測定計画（測定方法、測定場所を 2 の図面に記入）	—	○
11	使用資材等のカタログ	○	—
12	廃棄物処理に係る書類（搬出から処分までの流れ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可書の写し（廃石綿に係るものに限る。））	○	—

5 作業に関する基準について

元請業者又は自主施工者は、作業の開始前に計画を作成し、計画に基づき作業を行わなければなりません。

また、作業にあたっては、見やすい箇所に次の内容について、A3 サイズ以上の大きさに掲示しなければなりません。

- (1) 発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあたってはその代表者の氏名
- (2) 元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- (3) 特定粉じん排出等作業実施届出年月日
- (4) 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- (5) 特定粉じん排出等作業の方法
- (6) 事前調査を終了した年月日
- (7) 事前調査の方法
- (8) 特定建設材料の種類

6 住民への周知計画について

元請業者又は自主施工者は、作業開始の概ね一週間前までに、当該工事場所の周辺地域の住民等への周知（説明会、各戸訪問、印刷物の配布等）をしなければなりません。

なお、周知事項は次の内容としてください。

- (1) 当該工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (2) 当該工事の元請業者又は自主施工者の連絡先
- (3) 当該工事の場所、予定期間その他の概要
- (4) 吹付け石綿等の種類及び使用箇所
- (5) 当該工事の作業の種類及び予定期間
- (6) 石綿の飛散を防止するための措置の概要

7 石綿濃度測定について

- (1) 負圧隔離養生を伴う除去等工事の場合は、大気中の石綿の濃度等を次表のとおり測定し、その結果を記録・保存しなければなりません。
また、特定建築材料の区分・工法等によってはこの限りではありませんので、不明な場合はお問合せください。
- (2) 除去作業中の測定結果については、速やかに報告する必要があります。
 - ・ 総繊維数濃度が1本／リットルを超えた場合は、判明後直ちに連絡してください。
 - ・ 上記以外の場合は、測定日の翌々日の工事開始時までには報告してください。

実施時期	測定地点	地点数
除去作業前	敷地境界又は作業建築物等周辺	4 地点
除去作業中※	敷地境界又は作業建築物等周辺	4 地点
	前室近傍	1 地点
	集じん・排気装置の排気口	1 地点
隔離養生の解除前	作業室内	1 地点
除去作業後	敷地境界又は作業建築物等周辺	4 地点

※ 除去作業中の測定は、施工区画ごとに実施すること。また、1つの工区の作業が長期間に及ぶ場合は、7日を超えない期間につき1回以上実施すること。

8 作業記録等の作成・保管について

- (1) 元請業者、自主施工者及び下請負人は、特定粉じん排出等作業の実施状況を記録し、工事が終了するまでの間保存しなければなりません。
- (2) 元請業者は、下請負人が作成した記録により作業が計画に基づき適切に行われているか確認しなければなりません。
- (3) 元請業者又は自主施工者は、作業に関する記録を作成し、工事が終了した日から3年間保存しなければなりません。

9 検査及び報告について

- (1) 特定粉じん排出等作業を伴う解体等工事現場に立ち入り、発注者への事前調査結果説明資料の確認、作業記録の確認及び養生確認検査を原則行っています。
- (2) 行政検査として、市が環境測定を実施することがあります。
- (3) 作業終了後、「石綿排出等作業完了報告書（県条例）」の提出が必要です。また、提出にあたり以下の書類を添付してください。
 - ア 石綿濃度の測定結果
 - イ 作業に関する記録（8（3）で作成した記録）
 - ウ 産業廃棄物管理票の写し（A票及びB2票）、又は電子マニフェストシステム受渡確認票（処分業者への運搬終了日の記載のあるもの）

10 届出先及び問い合わせ先について

- ・ 緑区（橋本・大沢地区）、中央区、南区：相模原市環境経済局環境部環境保全課
住所：〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 市役所本館6階
電話：042（769）8241
- ・ 緑区（城山・津久井・相模湖・藤野地区）：相模原市環境経済局環境部津久井地域環境課
住所：〒252-5172 相模原市緑区中野633 津久井総合事務所本館2階
電話：042（780）1404

【参考】

石綿飛散防止対策の概要

石綿含有建材等の工法	切断等による除去					切断等によらない除去		封じ込め、囲い込み	
								切断等を伴う	切断等を伴わない
建築材料の種類	石綿含有吹付け材		石綿含有保温材等			石綿含有保温材等		石綿含有吹付け材 石綿含有保温材	
石綿含有建材除去等作業時の飛散防止方法	作業場を 負圧隔離 養生等	特殊工法 （例 グ ローブバ ッグの場 合 ¹⁾ ）	作業場を 負圧隔離 養生等	特殊工法 （例 グ ローブバ ッグの場 合 ¹⁾ ）	屋根用折 板裏断熱 断熱材を 折板に付 けたまま の除去	湿潤化し て原形の まま取り 外し	非石綿部 での切断 による除 去 ²⁾	作業場を 負圧隔離 養生等	作業場を 隔離養生 （負圧不 要）等
事前調査	要	要	要	要	要	要	要	要	要
特定粉じん排出等作業届出	要	要	要	要	要	要	不要	要	要
石綿排出等作業届出	要	要	要	要	要	要	不要	要	要
住民等への周知	要	要	要	要	要	要	不要	要	要
事前調査結果の揭示	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業実施の揭示	要	要	要	要	要	要	要	要	要
隔離	負圧隔離 養生	グローブ バッグ	負圧隔離 養生	グローブ バッグ	隔離養生 （負圧不 要） ³⁾	隔離養生 （負圧不 要） ³⁾	不要	負圧隔離 養生	隔離養生 （負圧不 要） ³⁾
セキュリティゾーンの設置	要	不要	要	不要	不要	不要	不要	要	不要
負圧除じん	要	（高性能 真空掃除 機による 除じん）	要	（高性能 真空掃除 機による 除じん）	不要	不要	不要	要	不要
湿潤化	要	要	要	要	要	要	通常不要	要	要
清掃	要	要	要	要	要	要	通常不要	要	要
石綿濃度測定	要	要 ⁴⁾	要	要 ⁴⁾	要 ⁴⁾	要 ⁴⁾	要 ⁴⁾	要	要 ⁴⁾

1) グローブバッグは、局所的に使用されるものである。

2) 石綿含有建材に接触せず、振動等による石綿の飛散のおそれがない場合には対象外。

3) 劣化による飛散が想定される場合は、負圧隔離養生等を行う。また、劣化により切断等によらない工法で除去等を行うことが難しい場合は、切断等による工法で除去を行う。

4) 石綿濃度測定は、通常必要ですが工法及び周辺の状況等によってはこの限りではありませんので、不明な場合はお問合せください。

記載例（点線...箇所が記載箇所です。）

様式第3の5

宛て先が「相模原市長」であることを確認すること。

相模原市長 殿

特定粉じん排出等作業実施届出書

作業の14日前までに届け出ること（2部提出）。

令和〇〇年 〇月 〇日

工事の発注者。代表者の委任状を添付すれば事業所長等での届出は可能である。

住所 相模原市中央区中央〇〇-〇〇-〇〇
届出者氏名 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 △△ △△
電話番号 〇42-〇〇〇-△△△△

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材を使用するので、大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

第2項は通常使用しないため、取り消し線を入れること。

届出対象特定工事の場所	相模原市中央区〇〇〇X-X-X (届出対象特定工事の名称) 〇〇石綿除去工事		
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	相模原市南区〇〇〇X-X-X 株式会社〇〇〇〇 代表取締役社長 △△ △△		
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業（次項又は5の項を除く） 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業（掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 〇〇 (件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 〇〇年 〇〇月 〇〇日 至 〇〇年 〇〇月 〇〇日	※整理番号	
特定建築材料の種類	① 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※受理年月日	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり	※審査結果	
特定建築材料の使用面積	〇〇㎡	解体等工事全体の期間ではなく、特定粉じん排出等作業に係る期間を記載すること。開始日は、除去に先立ち作業区画の隔離、粉じん・排気装置の設置等の飛散防止のための作業を開始する日とする。	
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり	※備考	
参考事項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物(耐火)準耐火・その他) 延べ面積 〇㎡ (〇階建) その他工作物	
	届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	株式会社〇〇〇〇 △△ △△ 電話番号 X-X-X-X-X-X-X-X	
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	△△△△株式会社 〇〇 〇〇 電話番号 X-X-X-X-X-X-X-X	

備考 1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。
2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもつて、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類と見なす。
3 ※印の欄には、記載しないこと。
4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

特定粉じん排出等作業の方法

該当する項目に○をつけること。

特定建築材料の処理方法	☒ 除去 ☐ 囲い込み・封じ込め・その他
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第 18 条の 19 各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	別紙のとおり
集じん・排気装置	機種・型式・設置数 負圧集じん装置 ○○○○ △台 隔離空間の内部の空気を 1 時間に 4 回以上換気できる よう台数を決定すること。
排気能力 (m ³ /min)	○ m ³ /min (1 時間当たり換気回数 ○ 回)
使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	アスベスト専用 <u>HEPA</u> フィルタ 0.3 μm 粒子 99.97% 以上
使用する資材及びその種類	別紙のとおり
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	別紙のとおり できる限り具体的に記載すること。別紙のとおりとしても可。

備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。

2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。

3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第 7 に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。

4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

第 19 号様式（第 44 条の 4 関係）（表）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）
石綿排出等作業管理計画等届出書

令和〇〇年 〇月 〇日

相模原市長 殿

郵便番号 〒〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 相模原市中央区中央〇〇-〇〇-〇〇

氏 名 { 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名 } 〇〇〇〇株式会社
代表取締役 △△ △△

代理人の職・氏名

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第 52 条の 5 第 1 項（第 2 項）の規定により次のとおり届け出ます。

石 綿 排 出 等 工 事 の 名 称		(仮称) 〇〇既存建物解体工事
石 綿 排 出 等 工 事 の 場 所		相模原市中央区〇〇〇×-×-×
石綿排出等作業の実施予定期間		〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで
△ 管 理 体 制 (管 理 体 制 図)		別紙「施工体制図」及び「非常時の連絡体制図」のとおり
周 知 計 画	周 知 実 施 予 定 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日
	周 知 方 法	☐ 説明会 ☒ 戸別訪問 ☒ 印刷物の配布 ☐ その他 ()
	△ 周 知 対 象	別紙〇〇のとおり
	△ 周 知 内 容	別紙〇〇を戸別訪問により配布

(裏)

石綿濃度測定計画	測定実施予定年月日	除去工事の開始前 ○年○月○日 除去作業中 ○年○月○日及び○年○月○日 負圧隔離養生の解除前 ○年○月○日 除去工事の完了時 ○年○月○日
	△測定場所	別紙○のとおり
	測定をする者の氏名 又は名称及び連絡先	氏名又は名称 ○○株式会社 電話番号 ○○○○-○○-○○○○
連絡先	担当部課等名 ○○部 担当者氏名 ○○...○○ 電話番号 ○○○○-○○-○○○○ (内線) ○○○○	

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内に✓印を記入してください。
- 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第 20 号様式（第 44 条の 5 関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

石綿排出等作業完了報告書

令和〇〇年 〇月 〇日

相模原市長殿

郵便番号 〒〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 相模原市中央区中央〇〇-〇〇-〇〇

氏 名 （法人にあつては、名称
及び代表者の氏名） 〇〇〇〇株式会社
代表取締役 △△ △△

代理人の職・氏名

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第 52 条の 6 の規定により次のとおり報告します。

石 綿 排 出 等 工 事 の 名 称	(仮称) 〇〇既存建物解体工事
石 綿 排 出 等 工 事 の 場 所	相模原市中央区〇〇〇-X-X-X
石 綿 排 出 等 作 業 の 実 施 期 間	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで
連 絡 先	担当部課等名 〇〇部 担 当 者 氏 名 〇〇 〇〇 電 話 番 号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (内線) 〇〇〇〇

備考 代理人が報告する場合には、当該代理人が当該報告についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

記載例

特定粉じん排出等作業に関する記録

(大気汚染防止法第18条の23第1項)

特定工事の場所	相模原市中央区〇〇〇×-×-×
特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	相模原市中央区中央〇〇-〇〇-〇〇 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 △△ △△
特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	相模原市南区〇〇〇×-×-×
特定粉じん排出等作業の種類	相模原市南区〇〇〇×-×-×
特定粉じん排出等作業の実施の期間	株式会社〇〇〇〇 代表取締役社長 △△ △△
特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業（次項又は3の項を除く） 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業（掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（次項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 〇〇 (件)
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	自 〇〇年 〇〇月 〇〇日 至 〇〇年 〇〇月 〇〇日
特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所	株式会社〇〇〇〇 △△ △△ 電話番号 ×××-×××-××××
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	△△△△株式会社 〇〇 〇〇 電話番号 ×××-×××-××××

作業の実施状況

①集じん・排気装置	☒ 正常に稼働している ☒ 排気口の粉じん濃度に異常がない	除去作業初日・除去作業開始前	確認日時	〇〇年 〇〇月 〇〇日 〇〇: 〇〇
			確認方法	目視、スモークテスター
			確認者氏名	△△△△株式会社 〇〇〇〇
		除去作業開始後	別添 1 のとおり	
②作業場及び前室	☒ 負圧が保たれている	使用場所変更時	別添 2 のとおり	
		フィルタ交換時	別添 3 のとおり	
		除去作業初日・除去作業開始前	確認日時	〇〇年 〇〇月 〇〇日 〇〇: 〇〇
③隔離の解除	☒ 特定粉じんが大気中に排出・飛散するおそれがない	除去作業開始後	確認方法	差圧計
			確認者氏名	△△△△株式会社 〇〇〇〇
		除去作業後（作業場の隔離解除前）	確認日時	〇〇年 〇〇月 〇〇日 〇〇: 〇〇
			確認方法	石綿濃度の測定
④除去の完了	☒ 取り残しがないことを目視確認した	除去作業後（作業場の隔離解除前）	確認者氏名	△△△△株式会社 〇〇〇〇
			確認日時	〇〇年 〇〇月 〇〇日 〇〇: 〇〇
			確認方法	目視
			確認者氏名	△△△△株式会社 〇〇〇〇

備考 1 確認の結果に基づき補修等の措置を講じた場合は、その措置内容を説明する書類、現場写真等を添付する。

2 計画と異なる対応を行った場合は、その措置内容を説明する書類、図面、表等を添付する。